

九州大学教育研究評議会規則

平成16年度九大規則第6号
制定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 4年 3月 29日
(令和3年度九大規則第70号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第29条第2項の規定に基づき、教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 総長（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第21条第2項第1号の評議員）
- (2) 理事（法人法第21条第2項第2号の評議員）
- (3) 副学長（法人法第21条第2項第4号の評議員）
- (4) 各研究院長、法務学府長、システム生命科学府長、統合新領域学府長、共創学部長、教育学部長、基幹教育院長、高等研究院長、各附置研究所長、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長、病院長及び附属図書館長（法人法第21条第2項第3号の評議員）
- (5) 情報基盤研究開発センター長（法人法第21条第2項第4号の評議員）
- (6) センター群協議会の議長（法人法第21条第2項第4号の評議員）

2 前項に掲げる評議員のほか、総長が特に必要と認める者を評議員に加えることができる。（法人法第21条第2項第4号の評議員）

3 前項の評議員の任期は、2年を超えない範囲内で総長が定める期間とする。

(審議事項)

第3条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（九州大学が法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。）に関する事項（経営に関する部分を除く。）
- (2) 中期計画に関する事項（経営に関する部分を除く。）
- (3) 学則（法人法第2条第8項に規定するものをいう。経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

(議長)

第4条 教育研究評議会に議長を置き、総長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を代行する。

(議事)

第5条 教育研究評議会は、評議員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教育研究評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第2条第1項第4号から第6号の評議員は、教育研究評議会に出席できないときは、他の職員1人を教育研究評議会に代理出席させることができる。この場合において、代理出席する者は、評議員としての議決権を有するものとする。

(評議員以外の出席)

第6条 教育研究評議会に、監事、副理事及び事務局長を出席させるものとする。

2 教育研究評議会に、学部長又は基幹教育院長の推薦に基づき総長が必要と認める者を出席させることができる。この場合において、各学部長及び基幹教育院長が推薦できる者は、各1人とする。

3 前2項の者は、教育研究評議会において意見を述べることができる。

4 教育研究評議会は、第1項及び第2項の者のほか必要であると認めた者の出席を求め、議案に関する説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員会等)

第7条 教育研究評議会に、次の表の左欄に掲げる事項について調査審議又は企画させるため、同表の右欄に掲げる専門委員会等を置く。

| 事 項 | 名 称 |
|---|-------------------------|
| 大学の将来計画の企画立案等に関すること。 | 企画委員会 |
| 大学の総合的な研究戦略等に関すること。 | 研究戦略会議 |
| 産学官連携の推進に関すること。 | オープンイノベーションプラットフォーム戦略会議 |
| キャンパス計画及び施設管理に関すること。 | キャンパス計画及び施設管理委員会 |
| 財務に関すること。 | 財務委員会 |
| 大学評価及び教員活動評価に関すること。 | 大学評価委員会 |
| ハラスメントの防止に関すること。 | ハラスメント委員会 |
| 男女共同参画の推進に関すること。 | 男女共同参画推進委員会 |
| 大学運営上の課題に係る総合的な人事制度、人員管理及び人件費計画等に関すること。 | 人事委員会 |
| 九州大学基金に関すること。 | 基金委員会 |
| 障害者差別の解消の推進及び障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に関すること。 | 障害者支援推進委員会 |
| 入学試験の実施に関すること。 | 入学試験実施委員会 |
| 大学教育、基幹教育の企画及び立案に関すること。 | 教育企画委員会 |
| 学生の支援に関すること。 | 学生支援委員会 |
| 国際交流に関すること。 | 国際交流委員会 |
| 情報政策に関すること。 | 情報政策委員会 |
| 実験動物の飼養保管及び動物実験に関すること。 | 動物実験委員会 |
| 研究用微生物の安全管理に関すること。 | 研究用微生物安全管理委員会 |
| 放射線等障害の防止に関すること。 | 放射線等障害防止委員会 |
| 遺伝子組換え実験に関すること。 | 遺伝子組換え実験安全委員会 |
| 適正な研究活動の推進に関すること。 | 適正な研究活動推進委員会 |

2 専門委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(審議事項の専決)

第8条 教育研究評議会は、前条の専門委員会等の議決をもって教育研究評議会の議決とすることができる。

2 前項により、議決することができる審議事項及び当該議決をすることができる専門委員会等については、教育研究評議会が別に定める。

(事務)

第9条 教育研究評議会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営等に関し必要な事項は、教育研究評議会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第10号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第75号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第10号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第42号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第53号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第56号)

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第85号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第13号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第49号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規則第81号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規則第13号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規則第81号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 九州大学部局長会議規則(平成16年度九大規則第14号)、九州大学入学試験審議会規則(平成16年度九大規則第27号)、九州大学教育審議会規則(平成24年度九大規則第75号)及び九州大学研究不正防止委員会規則(平成18年度九大規則第27号)並びに九州大学広報専門委員会規程(平成16年度九大規程第191号)、九州大学キャンパス計画及び施設管理委員会規程(平成16年度九大規程第193号)及び九州大学核燃料物質管理委員会規程(平成16年度九大規程第198号)は、廃止する。

附 則 (平成28年度九大規則第9号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第72号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規則第6号)

この規則は、平成30年5月21日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規則第2号)

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和 3 年度九大規則第 7 0 号）
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。